

(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事
環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧

※表中のゴシック体の部分は、前回（第12回）審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について

項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取り扱い
施設配置 計画	広場状空地について、緑化も含めた具体的な整備計画はどのようにお考えか。[7/26 審査会]	人が集まって賑わいを創出することのできる大きな空間、ということで考えている。地区計画で賑わいというものが一つの大きなテーマになっているので、人々が集まることができるようなイベントを催すことを想定し、そういった空間を確保している。[7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
	広場状空地は、イベント広場で、とりあえず空いている状態というイメージなのか。[7/26 審査会]	はい。高層棟と隣地の間に空地があるということです。[7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
	計画建物に復元する万国橋ビルディングのファサードの高さはどのくらいか。昔の面影を再現するというメリットがある反面、近くを通行する方にとって運河、水辺への視界が遮られるというような圧迫感があるのではないかと懸念する。[7/26 審査会]	復元するファサードの高さはG.Lから庇が通っているパラペットまでの高さで約14.1mの高さとなっています。圧迫感の低減として、壁面を道路面から約4mセツトバックし、水辺側では長さの分節化を図り、できるだけ建物のボリュームが出ないような計画を立てている。[7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
	復元するファサードの高さや、それがどの程度の構造物になるのかという情報は、計画の一部ですので、評価書の段階でその情報も入れていただきたい。[7/26 審査会]	承知した。[7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
給排水・ 供給施設 計画	供用時に公共用水域へ放流する放流口の場所は、準備書 6.4-3 ページの図 6.4-1、公共用水域水質調査の採水地点の辺りか。 [7/26 審査会]	図面上、もう少し左側で、隣地のB-1地区に寄った位置に既に排水口の穴があり、そこから排水する。 [7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]

■事業計画について

給排水・ 供給施設 計画	なぜ、浴槽水だけ計画建物内で処理することにしたのか。 [7/26 審査会]	浴槽水に限らず、汚水、雑排水といった大量の排水を公共下水道に排出することになるので、配管への負荷、下水を処理する水再生センターへ負荷が掛かると思うので、その負荷の低減を考えて、運河に面することを地域、敷地のメリットとして捉え、積極的に活用できることはないかと考え、排水処理システムを導入することとした。 [7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
	以前に浴槽水を計画建物内で処理する理由について、「水再生センターへの負荷が掛かるることを軽減するために」というような説明があったが、事務局に質問したところ、特に水再生センターがかなり高負荷になっていて、容量が超えそうな状況ではないということを確認した。それでも敢えてこういうことをやる理由はどういうところにあるのか。 [8/29 審査会]	最終的には水再生センターで処理されるが、それに至る管路に対しても水量が増えて負荷が掛かるので、それを減らすということについても配慮したいと考えている。水再生センター、管路の2点に対して、負担軽減を考えている。 [8/29 審査会]	説明済 [8/29 審査会]
	公共下水道の管路は容量がいっぱいということ。 [8/29 審査会]	敷地の周りは、雨水と汚水・雑排水が全て合わさる合流式の下水道管になっており、雨が降ったときに、雨水と汚水・雑排水を分けた分流式であれば雨水管に負担を掛けても汚水・雑排水には関係ないが、合流式の地域なので、多量の雨が降った時に配管が一杯になるのは目に見えているので、雑排水を少しでも減らそうということにつながった。 [8/29 審査会]	説明済 [8/29 審査会]

■事業計画について

給排水・ 供給施設 計画	「合流式の下水道なので大雨の時に負荷となる可能性があるので、きれいにして放流することとした」と回答があつたが、この敷地は全部が合流ではなく、半分以上は分流だと聞いた。前回の回答で十分なのか、改めて伺いたい。 [9/13 審査会]	敷地に面する下水管は合流式で、雨水については敷地内の一部は分流で護岸から運河に放流し、一部は合流式下水管に排水する場所です。雨水を運河に流すという意味では分流であるが、下水道の雨水管に繋げるという意味での分流ではない。 [9/13 審査会]	説明済 [9/13 審査会]
	排水処理設備について、関係部署に協議をして、この場所については自ら処理をした方がいい、という結論になったのか、協議の状況はどうだったのか。 [9/13 審査会]	市の関係課との協議で、我々がこのシステムの導入を考えていることに対して、この地域は許可される場所かどうかの確認をしている。導入は可能と言われているが、この場所で進んで処理水の放流をやった方がいい、との回答ではない。 [9/13 審査会]	説明済 [9/13 審査会]
	それでもあえてやる理由がよくわからない。 [9/13 審査会]	事業全体を見据えた、事業性からの判断です。 [9/13 審査会]	説明済 [9/13 審査会]
	それは下水道使用料がかかる場合との比較と言う意味か。 [9/13 審査会]	システムを導入するイニシャルコスト、継続していくランニングコストはかかるが、トータルで下水道料金と比較した場合、長期でみれば事業性はあると考えている。 [9/13 審査会]	説明済 [9/13 審査会]
	全排水量の何パーセントくらいを計画建物内で処理する予定なのか。放流量 400 m ³ /日は全排水量の何パーセントくらいなのかを教えてほしい。 [7/26 審査会]	大前提として汚水は計画建物内で処理しない。汚水を合わせた全排水量に対して何パーセントを処理するかかというのは計算していないのが現状。浴槽水は基本的には全て処理して運河に放流するということを考えている。 [7/26 審査会]	口頭で補足説明済 (補足資料 1) [8/9 審査会]
	浴槽水だけを排水処理する理由は、例えば比較的処理がしやすいからといったことがあるのか。 [7/26 審査会]	計画建物内で処理できる排水としては、浴槽水しかないとされる。汚水は計画建物内で処理できないので、公共下水道に流す。 [7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]

■事業計画について

給排水・ 供給施設 計画	運河に放流する排水処理水の排水基準の中には界面活性剤の規制値がありません。界面活性剤は有機物なので、BOD、COD が分かればよいのかもしれません、界面活性剤により放流口付近で発泡するので、「発泡」という観点で、ぜひ注意してほしい。[8/9 審査会]	洗剤等に含まれている界面活性剤を除去できるような排水処理システムの採用を考えている。数値としてはBOD、CODとなるが、心配されている海域に出てからの発泡というのは具体的にどのように考えるかヒアリング調査をしたいと思う。 [8/9 審査会]	補足資料 7 で説明済 [8/29 審査会]
	補足資料 7 にあるとおり、「放流の許可を得るためには、2回/月の頻度で水質測定」することになりますが、放流口付近の目視点検を実施するということだが、どのくらいの頻度で行われるのか。 [8/29 審査会]	毎日排水するので、基本は毎日近くまで行って見ようと思っている。補足資料 7 に記載した2回/月の水質測定とはリンクしない。 [8/29 審査会]	説明済 [8/29 審査会]
	見た目の問題として発泡だけではなくて、公共用水域と放流水との水温の差によって湯気が出るとか、その光景を一般の方が見た際に何か違和感を覚えるということが起こり得ると思う。その場合に、周辺住民等からの懸念なり、苦情等を受付けるような体制、窓口を設けるといった検討をされる必要があるのではないか。 [8/29 審査会]	見た目のことだけではなく、近隣の方、近くを通った方からの問い合わせは、基本はホテルを運営している時のことになると思うので、ホテルの代表番号がどなたも調べやすい番号になるかと思うので、代表番号にそういういた問い合わせが入ることが起こり得る旨を、社内の従業員に周知をしようと思っている。 [8/29 審査会]	説明済 [8/29 審査会]
	新港ふ頭が横浜港内の環境基準地点と同じであれば、50m離れた新港ふ頭でも環境基準をクリアしていることが分かると思います。環境省が決めている横浜港内の環境基準地点がどこか分かるように明記してください。[8/29 審査会]	承知した。 [8/29 審査会]	補足資料 10 で説明済 [9/13 審査会]
	補足資料 7 の表題が「排水処理水の処理について」ではなく、「排水の処理について」と表現した方が正しいと思いますので修正してください。[8/29 審査会]	承知した。 [8/29 審査会]	評価書で修正

■事業計画について

給排水・ 供給施設 計画	<p>排水処理設備について、準備書2-13 ページに浴槽水が排水処理設備に入っていくフロー図があるが、この排水処理設備はどのような設備で、浴槽水に含まれるどういった汚染物質、汚濁物質を除去して最終的に放流口から処理水が流されることになるのか、どのような水質を達成することになるのか、もう少し詳しく評価書段階では記載していただきたい。</p> <p>[8/29 審査会]</p>	<p>排水処理設備に関してと、どういう基準で処理水が放流されることになるかということで、準備書 6.4-12 ページに表でまとめている。この基準値はあるが、より分かりやすい表現になるよう努力したい。</p> <p>[8/29 審査会]</p>	補足資料 9 で説明済 [9/13 審査会]
	<p>排水処理設備のより詳細な情報を評価書に掲載することは可能だと理解してよいか。</p> <p>[8/29 審査会]</p>	<p>承知した。</p> <p>フロー図をもう少し詳しく表現しようと思う。</p> <p>[8/29 審査会]</p>	補足資料 9 で説明済 [9/13 審査会]
	<p>補足資料 9 で示されているフロー図中、ポンプ層の「層」の字は、「槽」だと思う。</p> <p>[9/13 審査会]</p>	<p>ご指摘の通り、修正する。</p> <p>[9/13 審査会]</p>	評価書で修正
	<p>最終的には次亜塩素酸ソーダで処理して放流するということですが、そのままの濃度で流すと放流先の微生物等に影響があるのではないか。放流する際には希釀するのか。</p> <p>[9/13 審査会]</p>	<p>手元に情報がないので、確認して回答する。</p> <p>[9/13 審査会]</p>	補足資料 15 で説明済 [10/18 審査会]
	<p>2回/月の水質測定でモニタリングし、事故対策としてバルブを切り替えるということだが、仮にその測定時期の間に異常値が生じた場合、対応はどうなるのか。精密ろ過膜の性能はいいと思うが、そのメンテナンスと事故対応をうまく回していくプロセスが記載されているといいのではないか。</p> <p>[9/13 審査会]</p>	<p>横浜市の基準で決まっている2回/月の水質測定に加え、日常の目視点検で明らかな異常の状況確認をしたいと考えている。膜に限らず、このシステム全体のメンテナンスを行うのは当然だが、どういった内容をここに書き加えていけるかは、検討したい。</p> <p>[9/13 審査会]</p>	補足資料 15 で説明済 [10/18 審査会]

■事業計画について

給排水・ 供給施設 計画	補足資料 15①の事業者見解のなお書きについて、「明らかな異常が確認された場合には即座に適切な対応を行っていきます。」とあるが、準備書の 6. 4-13 ページに記載のある横浜市の事務取扱要領の(7)には、「当該下水の水質等の異常時に直ちに対応できること。水質が要件を満たさないことを確認した時は、直ちに公共用水域への排水を停止できること。」とあるので、「即座に適切な対応を行う」という漠然としたお答えではなく、「直ちに公共用水域への排水を停止する」ということを含めた適切な対応を行っていく」という表現にしていただきたい。[10/18 審査会]	「即座に適切な対応を行う」の一つに「直ちに公共用水域への排水を停止する」が含まれていると当然思っている。それ以外にも、メンテナンス等やヒューマンエラーも含め、考えられるることを改善していくということも対応の一つと考えているので、横浜市の事務取扱要領に書いてある「直ちに公共用水域への排水を停止する」ということで考えている。[10/18 審査会]	説明済[10/18 審査会]
	それを明記していただけるか。 [10/18 審査会]	はい。[10/18 審査会]	評価書で修正
	大浴場ということで多様な人が利用されて、予期しないような水質や微生物で汚染された場合は、フロ一図にあるように処理をしないで下水道へ流すと理解してよいのか。[9/13 審査会]	そのとおりである。 [9/13 審査会]	説明済 [9/13 審査会]

■事業計画について

熱源計画	計画建物に導入するコーチェネレーションの発電量がどれくらいで、建物全体で必要としている契約電力のどのくらいの割合にあたるのか。[7/26 審査会]	コーチェネレーションの発電能力は、一台あたり 25kWh のものを 16 台と想定している。これが契約電力の何割くらいを占めるかについては、契約電力の想定はたしか 1,900 くらいだったと思うが、記憶が曖昧なので確認する。[7/26 審査会]	口頭で補足説明済 (補足資料 2) [8/9 審査会]
	非常用発電設備を整備するとあるが、常用のコーチェネレーションを非常用発電設備としても使うことが可能ではないか。コーチェネレーションの発電能力がある程度十分であれば、非常用発電設備と兼用できると思う。地震の時も止まらないと想定される中圧ガス管に接続していればそういうことも可能だと思うので、兼用の可能性について伺いたい。	コーチェネレーションはあくまで常用の設備として、それとは別に油を使用する非常用発電設備を設けるということを考えていた。コーチェネレーションを非常用としても使えないかということについては、ガス配管の管種自体も変わってくるので、確認しなければならない。[7/26 審査会]	口頭で補足説明済 (補足資料 3) [8/9 審査会]
	油を使用する非常用発電設備も含めて多重にやる方が災害の時に信頼性は高いと思う。ただ、「非常用」というのは非常時に動くもので、普段から点検したりしながら運用するが、非常用発電設備が「常用と兼用」になっている方が運転面からいうと、より信頼性が高いので、可能であれば両方を備えていただくと、防災的には良いと思う。[7/26 審査会]		

■環境影響評価項目について

項目	指摘、質問事項等	事業者側の説明等	取り扱い
評価項目全般	C ₂ や振動、騒音、交通について、隣接事業の影響を勘案した予測はしないのか。 隣接事業の事業主体者の方々に、それぞれ情報を発信していただい て、それを踏まえて計算していく 必要があるのではないか。 [7/26 審査会]	現況の交通量調査を行い、 現況交通量を把握し、隣接 事業である北仲通北 A-4 地 区の工事用車両を可能な限 り教えていただき、これを 現況交通量に上乗せして工 事中基礎交通量としている。 供用時も同様に、隣接 事業の供用時の交通量は準 備書や評価書等に出ている 情報やヒアリングによる情 報を利用させていただき、 現況交通量に上乗せして將 來基礎交通量として検証し ている。[7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
温室効果ガス			
生物多様性	準備書 5-6 ページで、環境影響評 価項目の生物多様性を選定した理 由・選定しない理由のところで、 排水処理水の放流口直下を除き、 水質及び水温に関しては海域に著 しい影響を及ぼさないといふこと で、水生生物への影響はほとんど ないということで選定せず予測・ 評価も行っていないが、水生生物 への影響は本当にはないと考えて よいのか。そのあたりの説得力のあ る情報をいただきたい。 [8/29 審査会]	水温に関して、直下では少 なからず温度が上がってし まうが、そこから離れてい けば離れていくほど馴染ん でいく。そういう観点か ら、運河は幅が広いので、 魚等の動けるものには影響 がないと考えている。水質 も同様の考え方。 比較の対象として発電所の 報告資料はあるが、比較対 象として大きすぎる。定性 的な予測になるが、影響は 少なからずあることは認め た上で、極端な影響はない という観点で予測してい る。[8/29 審査会]	補足資料 11 で説明済 [9/13 審査会]

■環境影響評価項目について

生物多様性	<p>補足資料 11 の記述内容について、「平成 24 年に護岸を整備し海底も改変されている」とあるが、ここに生息しうる生物がそれらの影響により生息していないだろうという意図であれば、その旨をきちんと記載すべきではないか。具体的に生態系への影響が考えられるのか否か、護岸整備の時期やその実施が根拠となりえるのか検討していただきたい。 [9/13 審査会]</p>	<p>全く同じ種類がいるか確認はしていないが、魚類に関しては同じ種類が来ていると推測している。ただし、貝類等は、護岸工事が行われた際、矢板を打って護岸をしっかりと固めているので、ここに砂地があるわけではなく、現状目視できる範囲では確認できていない。図書に細かく記述するかどうか課題はあるが、そういった条件下であることを記載する必要があると考える。 [9/13 審査会]</p>	説明済 [9/13 審査会]
	<p>そうであれば、護岸の整備時期を書くよりも、生態系の質として、今の説明のような現状であると書いた方がいいのではないか。</p>	承知した。 [9/13 審査会]	補足資料 13 で説明済 [10/18 審査会]
廃棄物・建設発生土			
大気質	<p>二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測結果について、工事中の工事用車両の走行に伴うものと、供用時の関連車両の走行に伴うものがほぼ同じ値になっているが、工事用車両と関連車両はほぼ同じくらいの交通量ということ。 [7/26 審査会]</p>	<p>工事中は、大型車の台数が多く、供用時は大型車が少なく、基本的には乗用車等の小型車の対象になるものが多くなる。車両台数の比較をすると、台数だけでいえば供用時の方が多い。ただし、小型車なので影響としてはさほど大きくならず、計算すると結果的に同じような数値になった。 [7/26 審査会]</p>	説明済 [7/26 審査会]
	<p>工事中の建設機械の稼働に伴う大気汚染について、二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98% 値 0.045ppm に換算され、環境基準に適合しているとあるが、横浜市の環境目標 0.04ppm と比べると高い値になっているが、これでよいのか。 [7/26 審査会]</p>	<p>今回の予測に関しては、環境省でまとめている環境基準の上限値である 0.06ppm 以下で環境保全目標を立てている。0.04ppm というのが横浜市の環境目標として示されていることは承知しているので、それに向けて努力をしていきたい。 [7/26 審査会]</p>	説明済 [7/26 審査会]

■環境影響評価項目について

	<p>横浜市の環境目標を達成するような工事の仕方を考えるとか、工夫が必要になると思う。できるかどうかは別として、どういう工夫があり得るかということは考えていただかないといけない。 [7/26 審査会]</p>	<p>内容確認の上、できること、できないことを整理したい。 [7/26 審査会]</p>	<p>口頭で補足説明済 (補足資料4) [8/9 審査会]</p>
	<p>横浜市の環境目標を達成するために環境保全のための措置を実施されることはよいと思うが、評価書を作る時の書き方で、予測値が 0.045ppm で環境基準に適合しているから大丈夫というような表現は正しくないと思う。 [8/9 審査会]</p>	<p>評価書の作成時に文章も見直す。加筆になると思うが、事務局と調整し適切な文章表現としたい。 [8/9 審査会]</p>	<p>補足資料6で説明済 [8/29 審査会]</p>
	<p>補足資料6の文章の1行目に二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の「排出量は環境保全目標を満足している」とあるが「環境濃度は環境保全目標を満足している」でないと意味が通じないのでないか。 [8/29 審査会]</p>	<p>ご指摘の通り、「排出量」という記述は正しくないので改めたいと思う。 [8/29 審査会]</p>	<p>補足資料8で説明済 [9/13 審査会]</p>
大気質	<p>準備書の環境保全目標は事業者独自に定めたものということで、横浜市の環境目標と一致しないのはなぜか。横浜市の環境目標に則って事業者の環境保全目標を定めるべきではないか。 [8/29 審査会]</p>	<p>準備書の3-47から3-49ページに一般環境大気測定局の神奈川区総合庁舎と西区平沼小学校、自動車排出ガス測定局の西区浅間下交差点の状況が掲載されています。現時点では更に新しい平成27年度のデータも公表されており、経過としては増減を繰り返しており、非常に微妙な位置を推移している状況です。この状況に対し、更にこの事業の影響が上乗せになるので、横浜市の環境目標である0.04ppmを達成するという目標は中々立てづらいのが現状。事業者の環境保全目標としては環境基準の0.06ppm以下とし、これを超えないような配慮をしたい。また、横浜市の環境目標0.04ppmへの適合に向けて、事業者としてより一層努力していきたい。 [8/29 審査会]</p>	<p>補足資料8で説明済 [9/13 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

水質・底質	<p>処理水が拡散していくのが放流口から 35mだと、運河に処理水がかなり広範囲で拡散して満たされるようになるのか。[7/26 審査会]</p>	<p>対岸側に新港埠頭があるが、運河の幅が大体 50mくらいなので、対岸までは拡散しないと考えている。 [7/26 審査会]</p>	説明済 [7/26 審査会]
	<p>準備書 6.4-18 ページの計算式の初期値について、横浜市の水質基準の値を式に入れたのは分かるが、ここで設定した初期値は、浴槽排水の初期値として満足するのか。こういったホテルの浴槽排水の初期値はデータとして採れないのか。6.4-16 ページにある表 6.4-13 にある目標値を計算式に入れて 50m 先まで影響ないということだが、排水処理水が、ここで設定した目標値の範囲に入るのか。これより高い可能性はないかということが心配。他のホテル業の排水のデータがあればその値を使ってどうなるのか把握した方が良いのではないかと思う。[8/29 審査会]</p>	<p>申し訳ないが、実測値として弊社では持っていない。その数値を取ろうということは簡単ではなく、浴槽水は基本的にすべて公共下水道に流れしており、一時的に貯めることをしないので、採水は困難であるということです。[8/29 審査会]</p> <p>【審議で事務局から説明】 事業者からホテル業の浴槽水の水質について不明だという回答があったが、これについても浴槽水の水質が分からないと、どういう排水処理設備を整備して処理をするべきなのか明確にならないと思う。きちんと調べていただき、それを踏まえて詳細設計等をしていただくよう併せて事業者に求めていきたいと思う。 [8/29 審査会]</p>	<p>説明済 [8/29 審査会]</p> <p>後日、審議内容を事業者に申し伝えた。</p> <p>補足資料 9 で説明済 [9/13 審査会]</p>
	<p>【審議での指摘】 横浜市では、お風呂屋さんの排水が公共下水道につながる場合、その排水をチェックするということはないのか。ホテル業は流量が少ないので難しいかもしれないが、お風呂屋さんのデータはないのか。そうすれば COD 等が参考になるのではないか。膜処理だけではそれほど低減しないと思う。 [8/29 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】 公共下水道に接続して排水する場合、基本的には水再生センターで処理するので、水質について調べている例は少ないと思う。一方で排水処理設備を専門とする業者もいるので、事業者の方でそういった業者にも確認してもらい、類似の事例等踏まえた上で検討していただくようにしたい。 [8/29 審査会]</p>	<p>後日、審議内容を事業者に申し伝えた。</p> <p>補足資料 9 で説明済 [9/13 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	<p>排水処理水の水温を海水温に対して+10°C以内にするという、この10°Cはどのような根拠か。準備書に記載があるか。[8/29 審査会]</p>	<p>他の行政庁において、横浜市でいう水再生センターのような水処理施設から公共用水域へ放流するときの水温を公共用水域の水温+10°C以内に抑えるとあった。横浜市にはそういう定めがないので、探した上で唯一見つかったこれを参考にした。この根拠は評価書に記載する。[8/29 審査会]</p>	<p>補足資料 9 で説明済 [9/13 審査会]</p>
水質・底質	<p>【審議での指摘】 特に水生生物への影響については中々回答が十分ではないが、10°Cというのは結構大きな水温の変化ではないかと思う。よく河川の水を使って熱を利用する場合、温度を取っていいのが5°C以内とかで、10°Cというのは結構大きいような気がする。また、この場所の閉鎖の度合いによって、どれだけ拡散される可能性があるのか、ないのかという問題もある。一概には言えないが、発電所のようなところであれば、相当水循環、拡散の激しいところに排水することになると思うが、今回の放流口付近がどのような状況なのかを含めて判断する必要があると思う。そのあたりは事務局としてはどうか。 [8/29 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】 いただいたご意見等を事業者へ伝え、評価書に至る段階で、水生生物に影響がないとする予測の根拠等をもう少し調べてもらい、評価書で詳しく記載するよう事業者に指導したいと思う。 [8/29 審査会]</p>	<p>後日、審議内容を事業者に申し伝えた。</p> <p>補足資料 11 で説明済 [9/13 審査会]</p>
	<p>補足資料 9 の保全措置の一番下の項目に「+10°C以内に努める」とあり、補足資料 9 の他の箇所と補足資料 11 では「最大でも+10°C以内に冷ます」となっている。こちらも「10°C以内に収める」と記載していただく必要があると思う。 [9/13 審査会]</p>	<p>「10°C以内に収める」と断言する表現に修正する。 [9/13 審査会]</p>	<p>補足資料 12 で説明済 [10/18 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

水質・底質	<p>排水処理水の放流先は対岸に新港地区があつて非常に閉鎖的な場所であり、あまり拡散することが期待できない場所だと思う。外の海に面していれば海水が拡散して温度も下がると思うが、この場所に大きな工場等で海に面しているものに適用されているものを当てはめると、温度の面で心配。こうした観点で、川崎市の基準がどのような条件で適用されているものか確認した方がいいのではないか。 [9/13 審査会]</p> <p>運河の潮の流れは、シミュレーションしてみないとわからないと思う。運河の幅はかなり狭く、河川と同じような感じであると思う。参考として、河川や海水の熱を利用した熱供給を利用した例もあるが、+10°Cという例はなかなか無いと思う。潮の満ち引きのある河川部で取水して3°Cや5°Cの温度差で返すという例はある。10°Cはけっこう大きな差であり、本当に妥当な根拠なのか、もう少し検証した方がいいのではないか。 [9/13 審査会]</p> <p>準備書6.4-17ページに水温の推定式があり、これに1つ目の【排水の拡散範囲】の式を組み込んだ形で熱量を計算して温度を予測しているが、この場所は対岸があり幅が制限されている閉鎖的なエリアだが、拡散範囲の式が、ここに適用できるか確認しているか。 [9/13 審査会]</p> <p>瀬戸内海というと相当広いかもしない。新港地区の埋立地が対岸にあり、そこまでしか拡散できないという限界をきちんと踏まえているのか。ただ式を当てはめただけではなく、地形を踏まえて、限界を確認できているのか。 [9/13 審査会]</p>	<p>川崎市の基準以外にもいろいろと探したが、一つの基準として参考になると思っている。また、前面の運河は潮の満ち引きによって一日の中でも時間によって大きく変化する場所なので、大きな流れがあるわけではないが、滞留しているという状況ではないと認識している。 [9/13 審査会]</p> <p>検討する。 [9/13 審査会]</p> <p>少なくとも外洋に面している所ではなく、どちらかというと閉鎖的な空間に適用されている式を使っている。瀬戸内海でも使われている式で、まったく一緒ではないが、類似の環境と考えられると思うので、この式を採用している。併せて、温度の式が適用されている事例があったので、適用している。 [9/13 審査会]</p> <p>諸条件を確認するが、現状、こうした環境で適用できる式があまりないと思うので、そのあたりも確認し、回答したい。 [9/13 審査会]</p>	<p>説明済 [9/13 審査会]</p> <p>補足資料12で説明済 [10/18 審査会]</p> <p>説明済 [9/13 審査会]</p> <p>補足資料14で説明済 [10/18 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

水質・底質	計画地の地形を踏まえ、拡散範囲の式を使用して水温がどれくらい上がるか推定することが適切かどうか、確認状況は如何か。 [10/18 審査会]	補足資料 14 にまとめたが、放流先の運河幅といった地形的な適用条件まで記述されている資料は確認できなかった。他の自治体で、同等の運河幅に放流するという事例があり、参考として掲載した。 また、計画地に隣接する運河幅が約 50m という状況で、拡散範囲の幅が約 35m と予測しているのでそういった観点からイレギューラーな適用条件にはなっていないと考える。 [10/18 審査会]	説明済 [10/18 審査会]
	拡散範囲の幅が約 35m というのは実験式の計算で出てくるものか。 [10/18 審査会]	はい。準備書の 6.4-18 ページの (5) アの一節落目に予測結果を記載している。 [10/18 審査会]	説明済 [10/18 審査会]
	補足資料 9 に「放流先の水温 10.7 ~27.6°C に対して最大 10°C 以内に冷ます」とあるが、最大 37°C くらいで放流するケースもあるということか。 [9/13 審査会]	冬場の 10.7°C という一番水温の低いときを考えて「最大 10°C 以内」としており、基本的には 37°C というような温度にはならないと思う。フロー図に示す通り、放流口の手前に熱交換器を入れて強制的に温度を下げる所以、30°C 台で放流されることは、ほとんどないと思う。 [9/13 審査会]	説明済 [9/13 審査会]
	補足資料 11 で「現況の横浜港内の最低水温 (10.7°C) に対し、拡散範囲の水温は 11.6°C となり、温度上昇は 0.9°C」とありますが、拡散範囲は、どのあたりのこと是指しているか。 [9/13 審査会]	水質濃度は、徐々に拡散して、半径 35m 位で現状と同等に薄まると予測している。 $10.7°C + 10°C = 20.7°C$ を上限に放流した場合、その拡散範囲は 11.6°C まで上昇すると考えられ、その温度上昇を 0.9°C と記載している。この 0.9°C というのも、水中の熱交換だけであり、実際には大気へ熱が逃げるので、0.9°C よりもさらに下がるものと考えている。 [9/13 審査会]	説明済 [9/13 審査会]

■環境影響評価項目について

	<p>「拡散範囲は 35m程度」であり、「放流先の水温 27.6°Cに対して+10°C以内」としながら、実際には37°Cにはならないとの説明であるが、ここに記載する値は、実際はそうはならないということではなく、具体的に想定される実際の値を記載すべきだと思う。何度くらいの温度範囲を想定しているのか等、実際に考えられる実績に近い表現をするべきだと思う。表現の問題かもしれないが、文章を正確に考えてほしい。[9/13 審査会]</p>	<p>冬場においては最低水温の10.7°Cに対して+10°Cの20.7°Cまで抑えるということを条件として予測した。その結果、温度差として0.9°Cになるという結論を示している。また、これにはさらに外的要素があるということを記述している。事業者としては、施設から放流する水温について、遵守すべき上限を踏まえて、これ以上はないという条件を置いて予測したいと考える。表現については文章を加筆することで補う。[9/13 審査会]</p>	補足資料 12 で説明済 [10/18 審査会]
水質・底質	<p>補足資料 11 の事業者の見解にある「成長・生育可能温度の上限は、横浜港内の海水温上限よりも高く、影響はほとんどない」という考え方ですが、上限よりも低いから良いという理屈について、文献で「ほとんど影響がなかった」とされているのか「何らかの影響があった」という資料に基づく見解なのか。[9/13 審査会]</p>	<p>温度変化に対する耐性をまとめた報告で、30°Cを超えた場合に死滅する個体が多く、それよりも低い温度であればそのような結果はあまり確認されなかつたとの結果があり、総括として30°Cと報告されていた。[9/13 審査会]</p>	説明済 [9/13 審査会]
	<p>問題がないという判断について、正直に「この範囲ではおそらく影響はない」といった程度のものとすべきで、「上限以下だから良い」と明確な判断根拠とすることは、無理があるかと思う。検討してください。[9/13 審査会]</p>	<p>参考にした研究報告に、アサリは生息可能温度の範囲として10~30°C、サルボウガイは生息可能温度の上限として30°Cが明確に数値範囲として出されていたので、言葉として上限としたが、文献を読み込み、的確な表現があれば修正したい。[9/13 審査会]</p>	補足資料 13 で説明済 [10/18 審査会]

■環境影響評価項目について

水質・底質	<p>準備書 6.4-13 ページで、横浜市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領の(7)に、「当該下水の水質等の異常時に直ちに対応できること。水質が要件を満たさないことを確認した時は、直ちに公共用海域への排水を停止できること。」という要件があるが、異常をどのように検知するのか。常時監視システムのようなものが整備されるのか。(7)の要件を満たすための仕組みについてどのようにお考えか。 [8/29 審査会]</p>	<p>異常を知る仕組みというのは、2回/月の水質測定に直接的につながることかと思います。そのほかに、毎日実施する目視で、湯気、泡吹くといったことがあれば、バルブで切り換えることができるシステムを考えているので、そういったことで直ちに対応することを考えている。 [8/29 審査会]</p>	説明済 [8/29 審査会]
	<p>横浜市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領の(6)に「終末処理場と同様に水質を測定し、記録できる体制を有すること」とあるが、どのような体制を整えることで要件を満たすのかということも記載していただくと良いと思う。 [9/13 審査会]</p>	<p>要件は全ての項目を満足し、許可を受けたいと考えているので、内容について市の関係課に確認し、記載できるようにする。 [9/13 審査会]</p>	評価書で記載
土壤	<p>土壤溶出量調査で約 8.0m 以深に砒素が出ているということだが、地下水まで溶出しているというデータはあるのか。 [7/26 審査会]</p>	<p>地下水に関しての汚染はないという情報が資料にあつたと記憶している。 [7/26 審査会]</p>	口頭で補足説明済 (補足資料 5) [8/9 審査会]
	<p>大体どれくらいの範囲で、何 m³くらいの汚染土壤が存在しているのか量的な把握はなされているのか。 [7/26 審査会]</p>	<p>過去の調査資料に記載されていないので、正確な値ではないが、調査結果から類推すると大体 250 m³ 程と想定できる。 [7/26 審査会]</p>	説明済 [7/26 審査会]
	<p>汚染土壤を掘削して別のところに運び、安全に処理するということだが、場合によっては、汚染土壤をそのまま動かさない方が飛散しないという考え方もあると思う。掘削土壤の中に汚染土壤が全て含まれ、根こそぎ別のところに持っていくのか。 [7/26 審査会]</p>	<p>基本的には、掘削工事時に汚染土壤の全量を掘削して全部出すというような考え方を持っていますが、詳細については今後、横浜市の関係課と調整を進め、実際に掘削してその場その場の対応というのも当然あると思うが、影響のないような配慮、対応をしていきたいと考えている。 [7/26 審査会]</p>	説明済 [7/26 審査会]
	<p>準備書の 6.5-14 ページの(5)予測結果の最後の文章、「そのため」と始まる文章の意味が通じない。工事中の掘削工事時に「実施する汚染土壤」ではなく、「発生する汚染土壤」ではないか。修正をしてください。 [7/26 審査会]</p>	<p>申し訳ございません。評価書の時点で修正する。 [7/26 審査会]</p>	評価書で修正

■環境影響評価項目について

騒音			
振動	工事中の建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値の予測結果が環境保全目標を下回っているということで、これはよいのだが、測定地点というのが隣接する集合住宅からかなり離れているので 73.9dB よりも低い値になるであろうと想定されているのだろうが、これだけ離れると具体的にどのくらい値が下がるのか。ここに住んでいる方が一番工事中に影響を受けることになると思われる。 [7/26 審査会]	具体的には準備書の 6.7-13 ページに広域の図を示している。南側の集合住宅との境界で 64dB から 65dB いかないくらいが最大になるとを考えている。[7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
地盤			
電波障害			
日影			
風害	多様なケースの風害予測をされているが、今回のように隣接事業があった場合に、そもそも建物がなかった時の予測値がないと評価できないと思うが、その予測はされているのか。[7/26 審査会]	ケース 1 は現況の建物配置の時に風洞実験した結果。時系列でいうと、ほぼ同時期に施行される A-4 地区の建物が先行し、こちらが追いかける状況になり、竣工時期は多少ずれが生じるが概ね同じくらい。本来であれば同時に立ち上がってくが、どちらの事業の影響かを検証するためにケース 2 として風洞実験で検証している。続いて、ケース 2 で今回の事業計画の建物が建ってきたときにどうなるか、本来のスケジュールで同時に建ちあがってくるときにどうなるかというものがケース 3 の結果になる。 [7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
安全(浸水)	先日大雨が降った日のニュースで本事業の計画地と思われる時間貸し駐車場が雨で浸水し、車が動かなくなってしまったというニュースをやっていた。 [7/26 審査会]	ニュースに関しては、申し訳ないが存じ上げておりません。現状の駐車場のアスファルト面が周辺と比べて若干下がっているので、水が溜まることがあるのかと思う。そういう情報が本当かどうか事実関係を確認し、今後の計画に必要なところは対処したい。 [7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]

■環境影響評価項目について

安全(浸水)	環境保全措置をみると大雨による敷地内への具体的な浸水対策が書かれていないので、その辺りのお考えを聞きたい。[7/26 審査会]	雨は当然、壁や屋上で受け、公共下水道、運河に流す。ゲリラ的に、一時的に降ったものでオーバーフローしてしまうような時間あたり 150mm、200mm といった状況では全てを防ぎ切ることは不可能だと思う。とはいえ、少しでも建物内に水を入れたくないでの、地下駐車場には高さ 50cm 程度の防潮板を設置し、アナログだが、必要に応じて土嚢を用意するといった対策をとる。[7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
地域社会	歩行者の安全について、準備書を見ると、近隣に保育園が二つあり、特に工事中の工事用車両の走行による幼児・児童に対しての安全の確保、安全面での配慮が十分になされる必要があると思うが、工事中、計画地の出入口に警備員を配置することだけ、果たして十分なのかという不安がある。もう少し何か考えられないのか。[7/26 審査会]	警備員の配置だけでは、こちら側のアプローチだけで不十分になってくる可能性は当然ある。 工事の着手前には、こちらから出向き、ここにこれくらいの車両台数が通る可能性があるということを事前にお伝えする。 計画地の前の万国橋通りの歩道を園児が歩いている状況というのは十分に認知している。場合によっては、反対側の歩道の利用をお願いし、そちら側であれば工事用車両が通ることはないので、今後、保育園とご相談、並行して安全対策を進めたい。 [7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
	保育園側への説明と協力のお願いも重要だと思うが、工事用車両を運転する方も含めた工事従事者に対してのしっかりとした安全配慮の指導もやっていただきたい。 [7/26 審査会]	承知した。[7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]

■環境影響評価項目について

	供用時の歩行者サービス水準の予測結果で、全ての地点で歩行者サービス水準Aになるということだが、歩いている人は成人だけでなく、小さいお子様も歩いていて、さらにホテルに宿泊される方は大きな鞄を持ちながら歩いている方もいると思うが、それであってもこれくらいの数値で大丈夫だと判断してもよいのか。[7/26 審査会]	今回の予測は自転車の走行も含めてサービス水準を検討し、数値を算出しているほか、建物をセットバックして歩道状空地を広く取るように考えている。そういった観点から、歩行者が荷物を持っていることを考えたとしても、おそらくは十分なサービス水準を確保できるものと考えており、かなり安全側をみた結果である。歩行者としては安全に歩行できると考えている。 [7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
地域社会	関連車両の走行ルートが示されているが、以前も指摘したように、一般車両については、なかなか経路を指定することはできないので、海側から来る車両についての考え方を聞きたい。[7/26 審査会]	委員のご意見を踏まえて、準備書資料編の1.2-7ページの一般車両入庫の図で、高島台295号線から青線で左右から2.5%、合わせて5.0%、大体これくらいの台数が可能性としてあるだろうとして条件に加えている。北側の高島台295号線から来た車は直接右折入庫できないので交差点まで下りてきて左折し、一周回つて計画地に左折で入庫してもらうことを想定している。 [7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
	準備書資料編の図で示されている交差点②は右折、Uターンは出来ないという標識になっているようだが、その先の交差点③でUターンしようとする車もあるかもしれない。例えば、現地に看板を設置して案内をするのか、交通ルール上はUターン可能だと思うので、警察と事前協議して意見をもらう等、どういった対策をお考えか。 [7/26 審査会]	警察に意見をもらうために協議を進めるのは、やぶさかではないので、交通ルールを守りながらもどうしていくか理解を深めたい。また、どうやって利用者に周知するかについて、昨今はホームページを見て来られる方が多いので、アクセスルートを充実させ、例えば現地の写真に矢印を落とし込んだもので視覚的に分かりやすくし、言葉で補足説明し、誰が見てもわかりやすくなるような努力をしたい。 [7/26 審査会]	説明済 [7/26 審査会]
景観			